

議案第 4 号

(仮称) 君津市立貞元保育園新築工事請負変更契約の締結について

(仮称) 君津市立貞元保育園新築工事について、下記のとおり請負変更契約を締結したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和46年君津市条例第49号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 (仮称) 君津市立貞元保育園新築工事
- 2 工 事 場 所 君津市貞元303番1 外11筆
- 3 工 事 期 限 変更前 令和6年2月29日
変更後 令和6年3月22日
- 4 工 事 概 要 (1) A棟(遊戯室・調理室・3～5歳児保育室・ナカ広場A)
木造 平屋 883.91㎡
(2) B棟(職員室・0～2歳児保育室・一時保育室・ナカ広場B)
木造 平屋(一部2階) 795.38㎡
(3) C棟(子育て支援センター・多目的室)
木造 平屋(一部2階) 353.82㎡
(4) 倉庫2棟 木造 平屋 合計51.40㎡
(5) 渡り廊下 鉄骨造 平屋 18.24㎡
(6) 地盤改良工事、屋根工事、外壁工事、内装工事、外構工事 他
- 5 契 約 の 金 額 747,681,000円
(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契 約 の 相 手 方 君津市東坂田四丁目3番3号
株式会社新昭和
代表取締役 松田 芳彦

令和6年2月15日提出

君津市長 石井宏子

変更理由（（仮称）君津市立貞元保育園新築工事請負変更契約）

園舎外周部の木製建具の調達に不測の日数を要し、工事期限を延長する必要が生じたため。